

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

阿賀野市上下水道局より大切なお知らせ

**令和元年10月1日から**  
指定給水装置工事事業者は  
**5年ごとの更新**が必要です

●令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されました。

指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

阿賀野市より指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日～令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	令和元年9月30日～令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	令和元年9月30日～令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	令和元年9月30日～令和5年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	令和元年9月30日～令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、**ダイレクトメールにて通知**します。

なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知は**いたしません。

## ●指定更新の要件(新規指定と同様です)

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

## ●更新申請に必要な書類

- ・様式第1号(指定申請書)
- ・様式第2号(誓約書)
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者免状写し
- ・事業を行う事業所の位置図

## ●新規及び更新指定手数料

10,000円

## ◎指定更新申請時に

### 4項目の確認を行います

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

## ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは  
阿賀野市上下水道局 上水道 維持係  
TEL:0250-62-2684